

情報規則第13条 アテネウム専門家

第13条一般データ保護規則に遵守した情報・データ保護に関する情報

専門家の個人情報処理に関するデータ保護情報（2018年1月10日現在）

この個人情報方針が示すのは、アテネウム・パートナーズ株式会社、その各部門、グループ（これらをまとめて以下アテネウムと呼ぶ）がいかに関係者の個人情報を処理するかということである。第4条第1項一般データ保護規則によれば個人データとは専門家個人に関するあるいは専門家個人の言及するすべてのデータと定義されており、特に名前など個人を特定できるもの、あるいはそれによって個人を特定できる組織また番号などを付与することによって生まれるデータのことである。

個人情報及び個人データ

専門家として業務に就く期間中、アテネウムは（書類という形であるいはデジタル情報という形で）情報を集め処理する。データに含まれるものは以下のものである：

- 主要データ（名前、学歴、住所）
- 所属組織に関するデータ（職歴）
- 仕事上の交際及びコミュニケーション履歴
- プロフィール、免許、学校や職業訓練、修了済みの訓練コースや高等教育や資格、語学力、そして緊急、災害、火災、脱出援助などに関する資格
- 応募に関するデータ（応募、履歴書、資格、学校や職業訓練所の卒業証明書）
- 歴史的データ

収集と処理の目的

アテネウムが専門家のデータを収集、処理、使用するのには、専門家を専門家としてアテネウムのクライアントに紹介するためであり、また専門家が当社において持つ関係に関し、当社の業務活動との関係で許容される限りでの業務目的のためである。このことが包含するのは以下のことである：

- 応募の処理（例えばアテネウムの専門家プラットフォームへの参加）
- 専門家として持つ関係を施行し終了すること
- 法令や合意から生じる権利・義務の行使と遂行
- 成果の決定と経営の遂行

- 謝礼の決定
- 法的要請の遵守（例えば税法に従うこと）
- 内部の管理及び組織的目的
- データとその処理法を不正アクセスや偽造、不正使用から防御し、安全を確かなものにする
- 施設、財産、そして当社の財産を盗難や他の損害から守ること

専門家のデータ処理は、以上言及された以外の目的のために、またこの処理が専門家関連の目的に合致する場合に限って行われる。このような専門家データ処理の場合、当社は専門家に通達し、必要であれば専門家の合意を得る。

専門家の個人情報に関する権利

専門家の情報保護に関する権利は欧州一般データ保護規則（GDPR）第3章（第12条とその後の数ページ）により規制されている。これらの規則によれば専門家は自分の個人情報のうち何が保存されているか、データ処理があればその目的、また他へのデータ移動と保存期間について知る権利がある。

これらの権利を行使するため、専門家は抜粋や移しを受け取ることができる。情報が間違っていたり、その取得時の目的がもう必要でない時には、専門家は情報を正すこと、抹消すること、あるいは制限することを要求することができる。処理方法に規定されている限り、専門家はまた自らの情報を閲覧し、必要があればそれを正すことができる。

特殊な個人的状況のため個人情報処理に反対する理由がある場合、処理が合法的利害のためである場合に限って専門家は処理に反対することができる。その場合、当社は特別な、納得できる利害がある場合に限ってのみその専門家の情報を処理する。

専門家の権利について質問がある場合は、当社かあるいは外部の情報保護専門家にお問い合わせください。

専門家個人情報処理の法的根拠

専門家の個人情報を処理する法的根拠はGDPR第6条抜粋1に準拠した事業所の合法的利害である。

合法的利害が生じるのは例えば、内部の組織的あるいは管理的目的のため、施設、財産、事業所財産、また情報処理施設及び情報の保護のためである。専門家の利害、基本

的権利、また基本的自由が侵されない限り、専門家情報の処理はこの処理施設で許可されている。

個人個人のケースによって、専門家情報を処理しあるいは譲渡する合意を当社は取り付けるかもしれない。このような場合、合意は自発的になされ、また（そうしないと取り決めたのではない限り）専門家によって将来いつでも取り消されることも可能である。合意しなかったからといって、あるいは後から合意を取り消したからといって、専門家はどんな不利な立場に置かれることもない。

専門家個人情報への譲渡

専門家の個人情報や外部機関に譲渡されあるいは開示されるのは、それが法的基準によりそう定められているか、あるいはその専門家（例えば税関係、銀行、会計監査の権威）またはアテネウムまたは上記の意味で合法的利害を持つ外部機関を含む契約関係を遂行するのに譲渡あるいは開示が必要である場合、そして譲渡あるいは開示が情報保護規則により許されている時だけである。

アテネウムは専門家の個人情報とデータを当社にサービスを提供する機関と請負業者に開示するかもしれないが、これには保険会社とコンサルタントが含まれる。これは情報処理法の規定に則り、個人個人のケースによって、正当な目的のためにのみ行われる。専門家の合意と、そのために別の情報が必要であれば、当社はまず専門家の合意を得るか必要な情報を十分な時間をとって事前に提供する。例えば自動的個人情報処理を行うためあるいは給与計算のためなど情報処理作業を行う目的で、当社は専門家の個人情報をサービス会社に譲渡することもありうる。当社は情報保護規則に従う。

この目的のため、特別に定義された場所が専門家情報入手する限定された権利を持つ。専門家情報の譲渡あるいは開示はこの目的のために必要な分だけ、関連する情報保護規則に準拠した形でのみ行われる。第三国における情報譲渡あるいは第三国内の処理施設への開示が起こるような場合には、さらなる前提条件をつけることが考えられる。これらの規則に従って、アテネウムと処理機関は欧州連合における基準的契約条項に則ったGDPRに準拠して契約を取り結んでいる。

この契約の基本の一つは、個人情報の中央処理が情報保護法制に則っているということである。

専門家個人情報処理に責任を持つ機関

他の契約合意がなされたのでなければ、専門家個人情報を収集し、処理し、使用する優秀で責任ある機関はドイツ連邦共和国にあるアテネウム・パートナーズ株式会社である。

個人情報は個人情報処理システムにより保存され処理される。権限を与えられた者からなる小集団のみにアクセスが許されるよう技術的に設計されており、他のアクセスは排除される。

専門家個人情報処理に関する苦情

専門家個人情報に関して問題や質問がある場合にはアテネウムへご連絡ください。専門家はまた当社の情報保護官あるいは情報保護担当の監督官にお問い合わせも可能です。お問い合わせは下記まで宜しくお願い致します。